

平成 20 年 4 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ロック・フィールド
代表者名 代表取締役社長 岩田弘三
(コード番号 2910 東証・大証 1 部)
問合せ先 管理本部経理グループマネージャー
伊 澤 修
(TEL 078-435-2800)

内部統制システム構築に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 15 日開催の取締役会において内部統制システムの構築に関する基本方針を一部改定することを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、改正後の内部統制システム構築に関する基本方針は添付のとおりです。

以 上

平成18年5月26日制定

平成20年4月15日改正

内部統制システム構築に関する基本方針

当社は、法令・定款に適合し、適正に業務遂行をするために、内部統制システムを構築・運用します。また、この内部統制システムは継続的な見直し、改善を行ってまいります。

当社は、「ロック・フィールドの理念」「ロック・フィールドの価値観」に則り、食品に携わる企業として安心して安全な商品を提供するのはもちろん、法令や社会のルールを守り、経済的、社会的、環境的、3つのバランスの取れた企業活動を行い、ステークホルダーから信頼を得ることに努めます。

ロック・フィールドの理念

「私たちは、SOZAIへの情熱と自ら変革する行動力をもって、豊かなライフスタイルの創造に貢献します。」

ロック・フィールドの価値観

「健康」「安心・安全」「美味しさ」「鮮度」「サービス」「環境」

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①企業経営者として豊富な経験と知見に基づき実践的な視点から取締役会の適切な意思決定と経営監督のため、会社から独立した社外取締役を選任する。
- ②豊富な経験と知見を持ち、独立かつ中立の視点から取締役の職務執行を監査するため、取締役から独立した社外監査役を選任する。
- ③当社およびその子会社（以下「当社グループ」という。）は、役職員の業務執行が法令および定款に適合することを確保するため当社グループ全体の行動規範「ロック・フィールド行動規範」を制定し、法令順守、企業倫理の徹底に取り組む。
- ④役職員に対し「ロック・フィールド行動規範」の徹底と実践的運用を行うため、必要な教育・研修を実施する。
- ⑤代表取締役社長を委員長とし、取締役、執行役員、監査役、その他必要な人員を構成員とするコンプライアンス委員会を設置する。
- ⑥職制を通じて報告、是正ができないコンプライアンス違反の情報確保のため、内部通報の窓口を設置し、コンプライアンス違反の早期発見、早期是正、再発防止に努める。
- ⑦当社グループは、反社会的勢力・団体に対して、法令に則し毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑧業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見、防止とプロセスの改善に努める。

- ⑨コンプライアンスに関する規程その他の取組み状況について、ステークホルダー（お客様、株主、投資家、社会等）に対して積極的に開示する。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ① 文書管理規程を制定し、次の文書（電磁的記録を含む。）について関連資料とともに10年間保管し、管理するものとする。
- ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・計算書類
 - ・稟議書
 - ・その他取締役会が決定する文書
- ②前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等を文書管理規程で定めるものとする。
- ③取締役および監査役は常時、これらの文書を閲覧できるものとする。
- ④代表取締役は、役職員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行なうよう指導するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する体制

- ①リスク管理の基本方針を定めた危機管理規程を制定し、当社グループに重大な影響を及ぼすリスク全般の管理を行い、リスクの未然防止およびリスク発生時の被害の最小化、再発防止が行える体制を整備する。
- ②リスクその他の重要情報の適時開示を果すため、経営者に直ちに報告すべき重要情報の基準の策定、報告された情報が開示すべきものかどうかを判断する開示基準を策定する。
- ③大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合は、必要な人員で構成する緊急事態対策本部を設置するなど危機対応のためのマニュアル、組織を整備する。

4. 財務報告書の適正性を確保するための体制

- ①代表取締役等は、適正な財務報告の作成が会社にとって最重要事項であることを役職員に認識させるため、会議等で指示、訓示等必要な意識付けを行う。
- ②各業務において行なわれる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて財務諸表が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる要点をチェックして、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないような内部統制システムその他のシステムを構築、運用する。また、その構築、運用のための横断的な組織を設ける。
- ③内部監査部門は、財務報告に係わる内部統制システムの構築、運用状況を監査し、監査結果を代表取締役、担当取締役および監査役に報告する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの役職員全員が共有する企業理念、価値観を定め、この浸透を図るとともに、これらに基づき中期経営計画を策定する。
- ②取締役会は中期経営計画を具体化するため、毎期、部門ごとの業績目標と事業計画を設定する。
設備投資、新規事業については、原則として中期経営計画の目標達成への貢献を基準にその優先順位を決定する。同時に各部門への効率的な人的資源の分配を行なう。
- ③各部門を担当する取締役、執行役員、部門長は、各部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- ④月次の業績は、ＩＴを積極的に活用したシステムにより、月次で迅速に管理会計データ化し、担当取締役、部門長は取締役会に報告する。
- ⑤取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役、部門長に目標未達成の原因の分析、その要因を排除、低減する改善策を報告させる。
- ⑥⑤の議論をふまえ、各部門を担当する取締役、部門長は各部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

6. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①「関係会社規程」を制定し、子会社の管理部署、管理責任者を定める。
- ②管理責任者は、子会社に当社グループの企業理念、価値観および行動規範の徹底を図れるよう助言指導し、法令順守体制およびリスク管理体制を確保させるとともに、子会社と連携し、グループ各社における内部統制の状況を把握し、必要に応じて改善等を指導する。
- ③内部監査部門は子会社の内部監査を実施する。

7. 監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ①監査役は、内部監査部門の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役、内部監査部門長の指揮命令を受けないものとする。
- ②監査役への報告に関する体制について
 - ・取締役および使用人は、監査役に対して、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。
 - ・内部通報制度による通報の状況については速やかに報告しなければならない。
 - ・取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。
 - ・監査役は経営会議、その他重要な会議に出席できる。

③その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制について

- ・ 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ・ 監査役は、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画については、監査役が事前に報告を受けることとする。また、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については監査役の事前承認を要することとする。

以 上